

野焼きは法律で禁止されています

■ 野焼きとは

野焼きとは、家庭ごみや剪定した枝などを屋外で焼却することをいいます。穴を掘って燃やしたり、ドラム缶などを使用して燃やすことも野焼きに該当します。

■ 「一部の例外」を除き禁止されています

野焼きは「一部の例外」を除き法律で禁止されています。違反すると5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれかまたはその両方が科せられます。



※一部の例外に当たる焼却であっても、生活環境に支障を与えたり、近隣の迷惑となる行為は行政指導の対象となります。焼却の際は、ビニール・プラスチック類が混ざらないように注意してください。

◎ 一部の例外

- 国または地方公共団体が施設の管理のために必要な廃棄物の焼却
- 震災・風水害・火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：どんど焼きの門松やしめ縄など)
- 農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例：あぜ草、稲わら、つる、枝、魚網にかかったごみなど)
- たき火その他日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例：落ち葉たき、暖をとるためのたき火、キャンプファイヤーなど)

〈問い合わせ先〉 環境課 (☎ 82-1144)

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」

子どもや若者など、若年層の育成支援を図ることを目的として、11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、様々な取組を行っています。

子どもたちが成長していく中で、周りの大人たちの行動が与える影響は計り知れません。子どもたちは、小さいころから周りの大人たちのしぐさや言葉遣いなどの真似をして成長していきます。また、子どもたちは日常で小さな経験を積み重ねながら、個性を形成していきます。

未来を担う子ども・若者の健やかな育成のために、家庭や学校、地域など、社会全体での取組が大切です。大人のみなさん、この機会に自分の行動を見つめ直してみませんか。

■ 「大人は子どものお手本であること」

を意識しましょう

子どもは自分とは異なる大人との関わりによって善悪の判断を学びます。「大人がしているのだから、自分もして構わない。」と子どもから思われるような悪いお手本とならないよう、努めることが大切です。

■ 日常の経験は大切です

家庭において、食事の習慣を見直す、早寝・早起きができる環境を整える、身の周りを片付けさせるなど、日ごろ何気なく済ませていることを考え、経験させることが、子どもの基本的な生活習慣の向上につながります。

〈問い合わせ先〉 社会教育課 (☎ 82-1205)